

「セーフ シティ東京防災プラン 骨子」に対する意見募集の結果について

1 意見募集期間

平成30年1月31日（水曜日）から同年2月14日（水曜日）まで

2 意見提出の状況

- (1) 提出された方の総数 5名（法人含む。）
- (2) 提出意見の総数 16件

3 意見の概要と都の考え方

	該当箇所	意見の概要	都の考え方
区 部 ・ 多 摩 地 域 に お け る 地 震	想定しうる災害 シナリオ (P9)	・「発災時に懸念される事態」には「未耐震の建物では、倒壊や天井の落下等が発生し、避難所として使用不可となるおそれ」とあるが、未耐震の建物を避難所に指定することは不适当であり、使用不可となった場合の代替施設への言及もない。近隣避難所への合流や予備避難所などの対策も加筆して周知を図るべき。	<ul style="list-style-type: none"> ・災害シナリオでは一般的なリスクとして避難所の耐震性がないケースをお示ししておりますが、避難所の指定等を担う区内区市町村では、公共施設等の耐震化を引き続き推進しているとともに、都においても財政的・技術的支援を引き続き実施し、避難者の方が安心して避難できる環境の整備に努めてまいります。 ・また、区市町村における避難所の円滑な運用・運営に資するよう、避難所運営指針の改定等を通じて、支援を行ってまいります。
	想定しうる災害 シナリオ (P10)	・帰宅困難者のシナリオにおいて、困惑する人の様子の中に、帰宅を強行する人がいない想定なので、（災害シナリオに）登場させるべき。	<ul style="list-style-type: none"> ・災害シナリオは例の一つとしてお示ししております。 ・発災時に、むやみに移動を開始する人が発生しないよう、一斉帰宅抑制の普及啓発や家族との安否確認手段の周知など、多面的な取組を引き続き推進していきます。

区 部 ・ 多 摩 地 域 に お け る 地 震	1. 建物の耐震化、更新等 (P12～P13)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時も自宅で生活を継続できるよう、必要な性能を備えることは重要 ・東京都住宅マスタープランにおいても、東京都 LCP 住宅登録閲覧制度の見直しを実施するとしており、本プランにおいても、引き続き LCP 住宅の普及促進を進めてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・震災時等においても、自宅で安全・安心に過ごすことができる環境整備は極めて重要と認識しています。 ・ご意見も踏まえ、住宅の耐震化や東京都 L C P 住宅の普及促進に向けた取組を引き続き実施してまいります。
		<ul style="list-style-type: none"> ・家具什器の固定について、賃貸住宅・事務所の場合、原状復旧の際の費用がかさむため不十分な対策で済ませる可能性がある。工程の中に有効な固定方法の推奨と原状復旧費用への対策を示すべき。少なくとも公社住宅を含む公営住宅では、現状復旧義務の免除を明示すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各家庭内等における家具類の固定等については、持ち家や賃貸、居住形態など利用者の多様な事情を踏まえた対応が必要であると認識しており、都では「東京防災」等において、転倒・落下・移動防止器具の特徴などをお示ししており、個別の事情に即した対策の促進を図っております。 ・また、都営住宅では、家具等を固定できるよう居室に付長押を設置しているほか、転倒防止用アンカーを都営住宅は昭和 57 年度建設から、都施行型都民住宅はすべての住宅において設置しております。また、都営住宅等の居住者向けの広報誌において、つっぱり棒式の転倒防止策など家庭でできる地震対策なども紹介しております。 ・今後も引き続き、家具類の転倒・落下・移動防止対策を推進してまいります。
	3. 出火・延焼の抑制 (P16)	<ul style="list-style-type: none"> ・感震ブレーカーや漏電遮断器等の設置については、都が積極的に補助金などの施策を打つべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・感震ブレーカーは、地震発生時の電気火災防止には一定の効果があると認識しておりますが、揺れと同時に電源が遮断され避難に必要な電源が確保できないものなど様々なタイプの機器があり、設置に際しては、機器の特徴やお

			<p>住まいの状況等を十分に把握しておく必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、火災被害の防止には、初期消火力の強化や、木造密集地域の改善に向けた不燃化など延焼防止対策と併せた多重的な取組が重要でございます。 ・都では、これらの取組と併せて、本プランにも機器の特徴等を一覧表でお示しするページを設ける（P23）など、感震ブレーカーの普及啓発を図ってまいります。
<p>区部・多摩地域における地震</p>	<p>6. 帰宅困難者による混乱防止 (P22～P23)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「帰宅困難者による混乱防止」において、『「災害時の損害賠償責任が事業者に及ばない制度」の創設を進めていく』という文章を追記いただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘の点につきましては、東京だけでなく全国的な課題であり、法改正による全国共通の制度の創設が必要であることから、都は、「発災時の損害賠償責任が事業者に及ばない制度」の創設に向け、国に対して法改正を行うよう提案要求を行っています。今後も引き続き、その実現に向け、国に対して働きかけを行ってまいります。
		<ul style="list-style-type: none"> ・「民間一時滞在施設の確保に向け、受入スペースの整備や、備蓄品の購入・更新への支援などきめ細かな支援を行います。」としていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・都はこれまで民間一時滞在施設の確保に向け、様々な支援を実施してきました。今後も引き続き事業者が一時滞在施設の確保に協力しやすい環境づくりに努めてまいります。
		<ul style="list-style-type: none"> ・「民間一時滞在施設の確保に向け、受入スペースの整備や、備蓄品の購入への支援並びに賞味期限の近づいた備蓄品の有効活用の仕組みの構築・周知連携を図るなどきめ細かな支援を行います。」としていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度、関係局との連携の下、都立一時滞在施設の備蓄食品の有効活用に向けた取組を実施いたしました。今後も引き続き対応を検討してまいります。

区 部 ・ 多 摩 地 域 に お け る 地 震	<ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難者の項においては、冒頭で帰宅行動の危険性を具体的に大きくアピールするほか、都民の取組には帰宅困難者と避難所に向かう地域住民との交錯などにも具体的に触れるべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見のとおり、帰宅困難者の帰宅に伴う問題点については、P32などにおいて掲載しているほか、P24では避難所の特徴を示すなど、発災時における的確な避難行動について、普及啓発を進めてまいります。
	<ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難者の項において、オリパラ関連施設の活用は、開催中を含めるのか、含めないなら開催中について触れるべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・オリパラ関連施設につきましては、開催期間中の活用も含め検討を進めております。 ・引き続き、検討を進めてまいります。
	<ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難者の都民アンケート結果では、勤務先に留まるという選択肢が見えないが、重要な要素であり、調査結果であり追加すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本アンケートの設問が、発災場所が勤務先等ではなく街中等を想定しているものであり、勤務先は選択肢として設定しておりません。今後、アンケートの設問・選択肢についても検討を行います。
	<ul style="list-style-type: none"> ・学校等の管理者の取るべき行動に、平時から保護者に対して帰宅抑制を呼びかける行動を加えるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・都は一斉帰宅の抑制について、広く普及啓発に取り組んでいます。また、学校の管理者等を対象とする「災害時の児童生徒の安否確認ハンドブック」を作成・配布するなどして、各施設における一斉帰宅の抑制に必要な発災時の児童生徒の円滑な安否確認の取組を後押ししています。 ・今後も多様な取組により、発災時の一斉帰宅の抑制の推進を図ってまいります。
	<ul style="list-style-type: none"> ・一時滞在施設の一覧を別添リストで示すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・都立一時滞在施設については、東京都防災HPに一覧を掲載しております。 ・一方で民間一時滞在施設については、多くの事業者から施設名の事前公表に対する懸念が寄せられ

			<p>ていることから、現段階では公表しておりません。発災時には、帰宅困難者の受入れが可能な施設を東京都防災HPなどを通じて速やかに公表してまいります。</p>
区部・多摩地域における地震	<p>7. 円滑な避難所の開設・運営 (P24)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害シナリオにおいて、トイレの重要性を下記のとおり強調すべきと考える。 ▽トイレが使用できないので、食事することも水を飲むこともできない。 ・携帯用トイレの三日分の準備を強調すべきと考える。 ➤非常用持ち出し袋の準備 避難所での避難生活で必要となるもの(三日分の携帯トイレを含む)を入れた・・・ 	<ul style="list-style-type: none"> ・都においても、災害時のトイレの確保は非常に重要と認識しており、P37では避難所のトイレ機能の強化を掲載するなど取組を進めております。 ・ご意見を踏まえ、自助・共助の取組に追記(P40)に追記させていただいたほか、この3月に発行した「東京くらし防災」に掲載されている「トイレでできる防災」を紹介(P82)するなど、都民の適切な備えを促進してまいります。
	<p>8. 発災後の生活を可能にする飲料水や備蓄品の確保と輸送 (P26)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「非常用電源の設置支援」として家庭用燃料電池の設置支援をすることは非常に意義があるため、今後も支援を継続してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭用燃料電池等は、環境性が高く、非常用電源としても有効であるため、引き続き設置に向けた支援策を講じていきます。
	<p>8. 発災後の生活を可能にする飲料水や備蓄品の確保と輸送 (P26) 及び 10. 迅速な復旧による早期生活再建 (P30)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅避難の項目には、残留地区に指定されているか否か、在宅避難所の問題点、在宅避難者に対する具体的な公的支援方法などを加筆すべき。30ページ後段の「災害時に提供される行政サービスの確認」に在宅避難者想定を盛り込むべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見のとおり、適切な在宅避難の実施は、発災時に極めて重要と認識しており、3月1日に発行した「東京くらし防災」では在宅避難における留意事項を掲載するなど、適切な在宅避難が推進されるよう普及啓発等を推進してまいります。